

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年11月25日（平成27年（行情）諮問第691号）

答申日：平成28年5月11日（平成28年度（行情）答申第36号）

事件名：「航空支援集団在外邦人等輸送基本計画について（報告）」の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「航空支援集団在外邦人等輸送基本計画について（報告）（支援集団運1第523号。25.11.29）（かがみ並びに別冊の表紙及び目次を除く。）」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，19頁（隊長欄の幹部，曹士及び小計の項）を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し，平成27年7月10日付け防官文第11115号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると，「行政文書」とは，「開示請求時点において，当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば，それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので，履歴情報が特定されていなければ，改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように，

電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 意見書

ア 国の法解釈に従えば、開示請求時の電磁的記録形式で文書が特定されなければならない。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」(別件の損害賠償請求事件における国の主張)である。

また総務庁行政管理局長(当時)の国会答弁でも、法の対象文書は「電子情報も対象」(第145回国会参議院総務委員会会議録第3号2頁)と明言されている。

したがって、本件対象文書の特定に当たっては、開示請求時点における電磁的記録形式が特定されなければならない。

事実、処分庁は防官文第17119号における開示決定でワード(W o r d)ファイルを特定・明示している。

そもそも法に基づき行われる文書の特定と、複写の交付の際の不開示情報の処理をどうするかという問題は全く別に取り扱われるべき問題である。

イ 審査会事務局による対象文書の直接の確認を求める。

以下の理由から、異議申立人が確認できない事項について審査会事務局が直接確認することを求める。

(ア) 対象文書の電磁的記録の本来の記録形式

理由説明書において諮問庁は、本件対象文書の本来の電磁的記録を特定したかについて明言していないので、特定されていない疑いがある。なお諮問庁が情報公開請求に対して繰り返し隠蔽を行っている事実は、平成22年度（行情）答申第75号及び同25年度（行情）答申第233号から明らかである。

そこで本件対象文書の本来の電磁的記録の特定を諮問庁に求めるとともに、審査会事務局による直接の確認を求めるものである。

(イ) 変更履歴の確認

ワード（Word）等で作成された文書（電磁的記録）の場合、変更履歴が残されている場合がある。

この変更履歴もまた組織共有文書に該当するので、本件対象文書においてもそれが存在していないか確認する必要がある。

諮問庁が本件対象文書の電磁的記録を特定しないのは、この変更履歴の存在を隠蔽しようとしている意図があると思われる。

(ウ) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」と処分庁がみなしている情報の確認

諮問庁の理由説明書では、本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」の付随について完全に否定していない。

恐らく「本件対象文書の内容と関わりのない情報」と処分庁がみなす情報それ自体は存在するものと思われるので、処分庁の勝手な判断に任せず、審査会がその内容を確認するべきである。

ウ 履歴情報も組織共有文書であれば、開示対象である。

履歴情報が組織共有文書であれば、開示対象である。

例えば、文書作成過程で合議先に変更箇所の確認を求めるため、履歴情報を残すことは諮問庁の文書作成過程では広く行われている。

また過去の開示決定（防官文第7679号）では、「北朝鮮のミサイル発射について（案）」と題するワード（Word）等で作成された文書（電磁的記録）が開示され、履歴情報についても開示されている。

エ 平成27年4月22日付け防官文第7004号で改めて開示決定を受けた、請求受付番号：2012.12.18-本本B891対象文書において、諮問庁は、前回開示において不開示としていなかった部分に墨消し措置を施して複写の交付を行っている。

これについては前回開示と見比べたため、異議申立人はその誤りを指摘することができたが、第1回開示であったなら指摘は不可能であった。

こうした事実から、「欠落している部分はない」との諮問庁の態度は謙虚さに欠けており、慎重に確認を行うべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「自衛隊法第84条の3（在外邦人等の輸送）の実施に関して航空自衛隊が策定している基本計画。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書にかがみ及び別冊の表紙を加えたものを含む2文書を特定した。

本件開示請求に対しては、法11条を適用し、まず、平成27年4月28日付け防官文第7464号により、かがみ及び別冊の表紙について開示決定を行った後、同年7月10日付け防官文第11115号により、本件対象文書について、その一部が法5条3号の不開示情報に該当することから、当該部分を不開示とする原処分を行った。

2 不開示とした部分及び理由について

原処分において、不開示とした部分及び理由については、別表のとおりであり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、同条3号に該当するため不開示とした。

3 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録は、PDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトである。

なお、異議申立人は処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

(2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定を求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報等を特定しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はない。

(3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複

写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求めるが、上記（１）のとおり原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示しておらず、また、本件対象文書と開示した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に処理されていることを確認した。

（４）異議申立人は、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、本件対象文書の履歴情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報等についてまで特定し、開示・不開示を判断しなければならないような趣旨の規定はない。

（５）異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別表のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

（６）以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| ① 平成27年11月25日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年12月14日 | 審議 |
| ④ 平成28年1月5日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ 同年4月15日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年5月9日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、在外邦人等の輸送の実施に関して航空自衛隊が策定した基本計画（PDF形式以外の電磁的記録）である。

異議申立人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 運用等に関する情報

別表の番号1欄に掲げる不開示部分には、在外邦人等輸送における自衛隊の運用等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の在外邦人等輸送における態勢、運用要領等が推察され、悪意を有する相手方をして、その対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 組織・編成に関する情報

別表の番号2欄に掲げる不開示部分には、在外邦人等輸送派遣部隊等の組織・編成に関する情報が記載されている。

当該部分のうち、19頁（隊長欄の幹部、曹士及び小計の項）を除く部分については、これを公にすることにより、在外邦人等輸送派遣部隊等の態勢が推察され、自衛隊の任務遂行の妨害を企てる相手方が当該態勢を踏まえた対処行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、19頁（隊長欄の幹部、曹士及び小計の項）については、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分については、法5条3号に該当するとして不開示としたが、改めて検討した結果、開示可能な情報であるとのことであるので、これを公にしたとしても、国の安全が害されるおそれがあるとは認められないことから、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

(3) 情報業務に関する情報

別表の番号3欄に掲げる不開示部分には、在外邦人等輸送における情報業務に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の在外邦人等輸送における情報関心、能力等が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とす

ることが妥当である。

(4) 自衛隊の航空機及び艦艇に関する情報

別表の番号4欄に掲げる不開示部分には、在外邦人等輸送に使用する航空機及び艦艇の座席数等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、在外邦人等輸送に使用する航空機及び艦艇の輸送能力が推察され、悪意を有する相手方がその弱点をついた行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 通信に関する情報

別表の番号5欄に掲げる不開示部分には、在外邦人等輸送における通信に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、派遣部隊の通信要領及び手法が推察され、自衛隊の行動を妨害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、19頁(隊長欄の幹部、曹士及び小計の項)は同号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別表

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	3 頁の一部	在外邦人等輸送の態勢に関する情報であり、これを公にすることにより、在外邦人等輸送に対する即応態勢が推察される。
	6 頁の一部	在外邦人等輸送の指揮に関する情報であり、これを公にすることにより、悪意のある者が容易に妨害等を企てることが可能となる。
	1 2 頁の一部	在外邦人等輸送部隊の派遣計画に関する情報であり、これを公にすることにより、派遣部隊の運用要領及び運用能力が推察される。
	4 3 頁ないし 4 8 頁の一部	在外邦人等輸送の部隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、派遣部隊の態勢、能力及び在外邦人等輸送の実施要領が推察される。
	6 0 頁の一部	
	5 0 頁、5 1 頁及び 5 5 頁の一部	在外邦人等輸送における航空機及び艦艇の運航、運行に関する情報であり、これを公にすることにより、派遣部隊の運用要領及び運用能力が推察される。
	5 7 頁及び 5 8 頁の一部	在外邦人等輸送時の搭乗者等の取扱いに関する情報であり、これを公にすることにより、在外邦人等輸送の具体的な実施要領が推察される。
2	1 6 頁ないし 2 8 頁及び 3 1 頁ないし 3 5 頁の一部	在外邦人等輸送派遣部隊等の組織・編成に関する情報であり、これを公にすることにより、派遣部隊の運用態勢及び運用能力が推察される。
3	3 6 頁及び 3 8 頁ないし 4 2 頁の一部	在外邦人等輸送における情報業務に関する情報であり、これを公にすることにより、在外邦人等輸送における情報関心、情報保全上の脅威認識、情報業務に関する組織、能力又は情報源等の計画が推察される。
4	4 9 頁の一部	自衛隊の航空機及び艦艇の座席数等に関する情報であり、これを公にすることにより、航空機及び艦艇の輸送能力が明らかとなる。
5	6 7 頁及び 7 7 頁ないし 8 8 頁の一部	在外邦人等輸送における通信に関する情報であり、これを公にすることにより、具体的な通信要領及び通信能力が推察される。